

朝日連峰保全協議会 会則

(名称)

第1条 この会は「朝日連峰保全協議会」と称する。

(目的)

第2条 この会は朝日連峰を愛する人たち、朝日連峰に関わる人たち、朝日連峰に登る人たちの協働により、人為的な影響で荒廃した自然を復元させ、原始性の高い朝日連峰の自然が永続的に維持されるように、その保全活動を推進することを目的とする。

このため、朝日連峰に関する様々な主体の保全活動が無秩序とならないよう、広範囲な関係者が様々な立場で連携・分担するための情報交換、意思疎通を図るものとする。

(事業)

第3条 この会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会合の開催
2. 朝日連峰に関する情報収集、調査、計画
3. 関係者間の連絡調整
4. 荒廃箇所及び隣接箇所での保全作業の実施
5. 一般登山者への啓発や情報発信
6. 作業者の育成・作業体制の確立
7. 情報の記録・蓄積・評価
8. その他必要な事業

(会員要件)

第4条 会員は第2条の趣旨に賛同する個人・団体をもって構成する。

(会の構成)

- 第5条
1. この会に代表をおく。代表は会員の中より選任する。任期は3年間とし、代表にあったものがその職を退く場合、後任者の任期はその残任期間とする。
 2. この会に幹事をおく。幹事は会員の中より選任する。任期は3年間と

し、幹事にあったものがその職を退く場合、後任者の任期はその残任期間とする。

3. この会に事務局をおく。事務局は会員の中より選任する。その他会員が共同事務局として行うことを妨げない。

4. 代表が必要と認めた場合は、本会に顧問を置くことができる。

(役割)

第6条

1. 代表は、会を代表し、会務を統括する。
2. 幹事は、事務局の事務について助言を行う。
3. 事務局は、協議会に係る事務を行う。

(会合)

第7条

会合では次の事項について審議する。

1. 実施計画の策定
2. 実施報告のとりまとめ
3. 代表、幹事、事務局、顧問の選任
4. 本会の会則の改廃

(会合の開催)

第8条

1. 会合は原則として5月の年1回開催とする。5月会合では会員の計画案を審議し、実施計画を策定する。
2. その他、代表が必要と認めた場合に会合を開催する。

(その他)

第9条

この会則に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は、代表が別に定める。

付則

この会則は平成21年5月22日から施行する。